

空き家を貸してください!

維持管理でお困りの方



mirai「空き家“Re”活用」プロジェクト

みらい不動産が物件をお借りして家賃をお支払いします。

建物の修繕や管理、事務手続きなどは全て当社で行い、建物を再活用させていただきます。
所有者様には固定資産税等の税金以外は原則で負担いただきません。

活用の
流れ

空き家をお借りします。

オーナー様へ
家賃をお支払い
します。



**片付け、
修繕、改修**

当社が費用を全て
負担します。



再活用!

ペットと住める賃貸住宅
グループホーム、
ゲストハウスなど



残置物の撤去も
お任せください!



お電話
下さい!!

まずは詳細をご説明します。

※一部地域によってはご対応
出来ない場合もございます。

一級建築士・宅地建物取引士
代表取締役 関 達彦



株式会社みらい不動産

☎029-303-7678

宅地建物取引業登録/茨城県知事(1)第7225号

〒311-1132 茨城県水戸市東前町1220-7

